

避難所・避難場所マップ



防災ガイド



家の近くの避難場所と避難経路を知っておこう!

家族で集まる避難場所を決めておくことも大切だよ



▶ 住宅用火災警報器の設置を

消防法により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器は、火災の煙や熱を感知して音声や警報音で知らせるので、火災の早期発見にたいへん有効です。大切な命や財産を守るために設置しましょう。

なお、住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換しましょう。



登録 煙式、熱式、複合式など

価格 1個3000～5000円程度

※ホームセンター、家電販売店、防災設備取扱店などで購入できます。

設置場所 すべての部屋、台所、階段

※浴室、トイレ、洗面所、納戸には設置しなくてもかまいません。

※高額な警報器を買わせる、消防署員になりますなど、悪質な訪問販売が報告されていますので、ご注意ください。

問い合わせ ▶ 昭島消防署 TEL 545-0119

▶ 災害時避難行動要支援者登録

災害時、避難支援のために活用する「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

登録の対象となる方は、要介護認定3～5の方、身体障害者手帳1級・2級の方または第1種身体障害者手帳をお持ちの方、愛の手帳1度・2度をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方、国または都の難病に関する医療費助成を受けており、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方です(施設入所中の方を除く)。対象となり同意があった方の情報は、平常時から警察・消防などの関係機関に提供されます。

要支援者名簿の対象とならない方も、申請により登録することができます。

登録を希望する方 ▶ **問い合わせ** ▶ 福祉総務課福祉総務係

▶ 災害などで納税が困難になった方は

災害などで、市民税、固定資産税、国民健康保険税などの納税が困難になった方は、税を減免できる場合があります。

問い合わせ ▶ 課税課または保険年金課

